

魚津市容器包装廃棄物

分別収集計画

平成28年6月

(平成29年度～33年度)

魚津市

目 次

- 1 計画策定の意義
- 2 基本的方向
- 3 計画期間
- 4 対象品目
- 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み
(法第8条第2項第1号)
- 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
(法第8条第2項第2号)
- 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)
- 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)
- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法
- 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項
(法第8条第2項第5号)
- 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項
(法第8条第2項第6号)
- 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項
(法第8条第2項第7号)

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、市民のごみ減量に対する意識の徹底を図り、さらに排出段階での分別を徹底してリサイクルに取り組むなど、3R（Reduce：減量する、Reuse：再利用、Recycle：再資源化）活動の推進により、ごみによる環境負荷を少なくし、また、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルなどを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

本市では、平成7年度から資源物の分別収集に取り組み、平成14年度からは、常設資源物ステーションの設置、また、集団回収を推進してきたところであり、住民のリサイクルに取り組む姿勢は、確実に定着してきている。

しかしながら、ごみの中には、資源として活かせるものが、まだまだ多く含まれており、ごみ分別の徹底による減量化と資源化を進めねばならない。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物を分別収集して資源化を促進し、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源循環型社会の形成を図るため、市民・事業者・行政が、それぞれの役割と責任を分担し、関係者が一体となって取り組むべき計画を定めたものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりとする。

- ①ごみの排出抑制と容器包装廃棄物のリサイクル運動を基本とした地域社会づくり
- ②市民及び事業者が3Rに積極的に取り組むことのできる環境整備

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みを表1-1に、品目別排出量の見込みを表1-2に示す。なお、見込み量は、ごみ排出量の将来推計値に、集団回収等に占める容器包装廃棄物の量を加えたものに、「市町村分別収集計画作成手引き（七訂版）」（環境省）における容器包装廃棄物組成比率を乗じ、算定した。

表1-1 容器包装廃棄物の排出量の見込み（単位：t／年）

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	3,471	3,447	3,423	3,399	3,375

表1-2 容器包装廃棄物の種類別排出量の見込み（単位：t／年）

容器包装廃棄物の種類		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
金属製	スチール	123	122	121	120	119
	アルミ	135	134	133	132	131
ガラス製	無色	289	287	285	283	281
	茶色	236	234	232	231	229
	その他	85	84	84	83	82
紙製	紙パック	97	97	96	95	95
	段ボール	622	618	613	609	605
	その他紙	591	586	582	578	574
プラスチック製	ペットボトル	248	246	245	243	241
	その他プラ	1,046	1,039	1,032	1,024	1,017
合計		3,471	3,447	3,423	3,399	3,375

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、事業者、市民、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力連携を図るものとする。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

学校において、環境教育の重要性を位置付け、学習教材の提供や研究を行い、学校生活及び家庭生活の中でリサイクルの意義、効果について啓発を促す。また、地区環境保健衛生協議会、各種団体等が実施するリサイクルに関する学習会などの開催を奨励し、地域社会でのリサイクル運動活性化を促す。

(2) 集団回収の推進

自主的な地域リサイクルを推進するために、地区及び町内会による集団回収を推進し、報奨金の交付等を行う。

(3) レジ袋削減及び簡易包装とマイバッグ運動の推進

小売店でのレジ袋使用量や過剰包装を抑制し、包装を簡素化することを啓発する。また、買い物袋の持参の徹底を図るマイバッグ運動を推進する。

(4) 常設資源物ステーションの啓発

資源物の回収率を上げるため、市民に常設資源物ステーションの利用を啓発する。

(5) リサイクルに関する情報の提供

インターネット等を通じ、ごみ減量化やリサイクルに関する正確で迅速な情報を市民に提供する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市で分別収集するために必要な事項等を勘案し、また、市民の協力等を総合的に判断して、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主として ガラス製の 容器	無色びん
	茶色びん
	青緑色びん／黒色びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの。その他主務大臣が定めるもの。	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	20 t		19 t		18 t		17 t		16 t	
主としてアルミ製の容器	74 t		76 t		78 t		80 t		82 t	
無色のガラス製容器	77 t		77 t		77 t		78 t		78 t	
	引渡数量	独自処理量 77 t	引渡数量	独自処理量 77 t	引渡数量	独自処理量 77 t	引渡数量	独自処理量 78 t	引渡数量	独自処理量 78 t
茶色のガラス製容器	97 t		97 t		97 t		98 t		98 t	
	引渡数量	独自処理量 97 t	引渡数量	独自処理量 97 t	引渡数量	独自処理量 97 t	引渡数量	独自処理量 98 t	引渡数量	独自処理量 98 t
その他の色のガラス製容器	35 t		35 t		35 t		36 t		36 t	
	引渡数量	独自処理量 35 t	引渡数量	独自処理量 35 t	引渡数量	独自処理量 35 t	引渡数量	独自処理量 36 t	引渡数量	独自処理量 36 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	10.2 t		10.4 t		10.6 t		10.8 t		11.0 t	
主として段ボール製の容器	525.0 t		525.2 t		525.4 t		525.6 t		525.8 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	91.9 t		92.1 t		92.3 t		92.5 t		92.7 t	
	引渡数量 91.9 t	独自処理量	引渡数量 92.1 t	独自処理量	引渡数量 92.3 t	独自処理量	引渡数量 92.5 t	独自処理量	引渡数量 92.7 t	独自処理量
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの。その他主務大臣が定めるもの。	80 t		81 t		82 t		83 t		84 t	
	引渡数量	独自処理量 80 t	引渡数量	独自処理量 81 t	引渡数量	独自処理量 82 t	引渡数量	独自処理量 83 t	引渡数量	独自処理量 84 t

主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	135 t		136 t		137 t		138 t		139 t	
	引渡 135 t	独自処理	引渡 136 t	独自処理	引渡 137 t	独自処理	引渡 138 t	独自処理	引渡 139 t	独自処理
(うち白色トレイ)	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
	引渡	独自処理								

注：引渡…指定法人への引渡し量 独自処理…魚津市独自処理量

なお、PETについては、回収したものは全て国内での再資源化を目的とした適正な処理ルートにのせることとする。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込み = 容器包装廃棄物の排出量の見込み × 分別排出率（回収率）
--

容器包装廃棄物排出見込み量と分別排出率について

ごみ全体の排出量については、平成27年度収集実績を起点に、住民基本台帳及び外国人登録人口を用いた人口推計を基に算出した。

また、ごみ全体の排出量に占める容器包装廃棄物の排出量については、ごみ全体の排出量に、分別収集量及び集団回収量を加えたものに、「市町村分別収集計画作成手引き（七訂版）」（環境省）における容器包装廃棄物組成比率を乗じた。

計算式

各年度ごみ 排出量	×	容器包装廃棄物 組成比率
--------------	---	-----------------

平成27年度実績を基に平成33年度までのごみ排出量見込み (単位：t)

	27年度実績	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
ごみ排出量	15,999	15,707	15,597	15,488	15,379	15,271

一般廃棄物排出量に占める容器包装廃棄物の比率推計 (単位：%)

種 類		構成割合 (重量比)	種 類		構成割合 (重量比)
缶	スチール	0.78	紙類	紙パック	0.62
	アルミ	0.86		段ボール	3.96
	小 計	1.64		その他紙製容器包装	3.76
びん	無色	1.84	プラスチック類	小 計	8.34
	茶色	1.50		ペットボトル	1.58
	その他の色	0.54		その他プラスチック製容器包装	6.66
	小 計	3.88		小 計	9.66
容器包装廃棄物全体		23.52			

平成27年度 資源物回収実績 (単位：t/年)

容器包装廃棄物の種類	集団回収	分別収集量	合 計
スチール缶	0	21.6	21.6
アルミ缶	10.5	60.4	70.9
無色びん	0	77.1	77.1
茶色びん	0	97.6	97.6
その他の色びん	0	35.0	35.0
紙パック	1.4	8.4	9.8
段ボール	180.5	344.1	524.6
その他紙製容器	0	91.5	91.5
ペットボトル	0	78.2	78.2
その他プラスチック製容器	0	133.3	133.3
容器包装廃棄物分・計	192.4	947.2	1,139.6
容器包装廃棄物以外分・計	552.5	627.3	1,179.8
資源物合計	744.9	1,574.6	2,319.5

容器包装廃棄物の品目別の回収率目標値

(単位：%)

容器包装廃棄物の種類	27年度実績	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
スチール缶	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8
アルミ缶	51.5	54.8	56.7	58.6	51.5	54.8
無色びん	26.2	26.6	26.8	27	26.2	26.6
茶色びん	40.7	41.2	41.5	41.8	40.7	41.2
その他の色びん	40.5	41.3	41.6	41.8	40.5	41.3
紙パック	9.9	10.5	10.8	11	9.9	10.5
段ボール	82.8	84.4	85	85.7	82.8	84.4
その他紙製容器	15.2	15.6	15.7	15.8	15.2	15.6
ペットボトル	30.9	32.2	32.9	33.5	34.2	34.8
その他 プラスチック製容器	12.5	12.9	13.1	13.3	12.5	12.9
容器包装全体	30.3	31	31.3	31.6	30.3	31

回収率については容器包装廃棄物の排出見込み量と、平成27年度までの回収実績、や増加率などを総合的に勘案し設定。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。また、集団回収によって分別収集するのは、その制度の整備と拡充を図り、拠点回収については、回収場所の整備と拡大を図るものとする。

分別収集をする容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
主としてスチール製の容器	スチール缶	定期回収 拠点回収（常設資源物ステーション）	民間業者
主としてアルミ製の容器	アルミ缶	定期回収 拠点回収（常設資源物ステーション）	民間業者
主として ガラス製の 容器	無色のガラス 製容器	無色びん 定期回収 拠点回収（常設資源物ステーション）	民間業者
	茶色のガラス 製容器	茶色びん 定期回収 拠点回収（常設資源物ステーション）	民間業者
	その他の色の ガラス製容器	青緑色びん/ 黒色びん 定期回収 拠点回収（常設資源物ステーション）	民間業者
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック	集団回収 拠点回収（常設資源物ステーション）	民間業者
主として段ボール製の容器	段ボール	集団回収 拠点回収（常設資源物ステーション）	民間業者
主として紙製の容器であって上記以外のもの	紙製容器包装	定期回収 拠点回収（常設資源物ステーション）	民間業者
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの。その他主務大臣が定めるもの。	ペットボトル	定期回収 拠点回収（スーパー店頭、市役所、 常設資源物ステーション）	民間業者
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	定期回収 拠点回収（常設資源物ステーション）	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器包装廃棄物については、民間業者により収集運搬を行い、民間業者の施設で選別、圧縮などの中間処理及び保管を行う。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール缶	網かご	パッカー車	民間業者施設
アルミ製の容器	アルミ缶	網かご	パッカー車	民間業者施設
無色のガラス製容器	無色びん	プラスチックコンテナ	ダンプ車	民間業者施設
茶色のガラス製容器	茶色びん	プラスチックコンテナ	ダンプ車	民間業者施設
その他の色のガラス製容器	青緑色びん/ 黒色びん	プラスチックコンテナ	ダンプ車	民間業者施設
飲料用紙製容器	紙パック	縛る	ダンプ車	民間業者施設
段ボール	段ボール	縛る	パッカー車	民間業者施設
その他の紙製容器	紙製容器包装	縛るか袋で出す	パッカー車	民間業者施設
ペットボトル	ペットボトル	段ボールコンテナ 網かご	パッカー車	民間業者施設
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	網かご	パッカー車	民間業者施設

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- (1) 市民の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民、各種団体等からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会によりよい施策を協議していく。
- (2) 自主的な地域リサイクルを推進するために、各地区環境保健衛生協議会、各町内の保健衛生推進員及び廃棄物減量等推進員の方々との協力体制を活用して、計画を実効あるものとしていく。